



2026年5月12日

各 位

会 社 名 ラ ク ス ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 グループCEO 永見 世央  
(コード：4384 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 上級執行役員 グループCFO 杉山 賢  
(TEL. 03-6629-4893)

### 株式併合並びに単元株式数の定めの際止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年4月14日付「株式併合並びに単元株式数の定めの際止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026年4月14日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの際止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年5月28日まで整理銘柄に指定された後、2026年5月29日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2026年4月14日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

##### (1) 併合する株式の種類

普通株式

##### (2) 併合比率

2026年6月2日（予定）をもって、2026年6月1日（予定）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式28,000,000株につき1株に併合いたします。

##### (3) 減少する発行済株式総数

59,584,824株（注）

（注）減少する発行済株式総数は、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数（60,988,292株）から、2026年4月14日付の取締役会において決議した、2026年6月1日時点で消却する予定の自己株式1,403,466株（（i）2026年3月31日時点の自己株式1,386,336株及び（ii）2026年6月1日までに当社が無償取得する予定の、当社の譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された譲渡制限付株式（17,130株））を除いた株式数を前提としています。

##### (4) 効力発生前における発行済株式総数

59,584,826株（注）

（注）効力発生前における発行済株式総数は、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数（60,988,292株）から、2026年4月14日付の取締役会において決議した、2026年6月1日時点で消却する予定の自己株式1,403,466株（（i）2026年3月31日時点の自己株式1,386,336株及び（ii）2026年6月1日までに当社が無償取得する予定の、当社の譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された譲渡制限付株式（17,130株））を除いた株式数です。

##### (5) 効力発生後における発行済株式総数

2株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

6株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、当社株式が2026年5月29日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年6月1日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である1,900円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

R1株式会社（公開買付者）

③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れ及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定していたところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、みずほ銀行からの借入れに関する2025年12月10日付融資証明書及び三井住友銀行からの借入れに関する2025年12月10日付融資証明書を確認するとともに、その後、2026年3月11日付にて、公開買付者とみずほ銀行及び三井住友銀行との間で、当該借入れに係る金銭消費貸借契約が締結されたことを確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、同日以降、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことでした。

したがって、当社は、公開買付者による1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年6月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年6月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- (1) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は6株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、第9条第4項（株主名簿管理人）を変更し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第10条（基準日）及び第13条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

当該変更の内容の詳細は、2026年4月14日付当社プレスリリースに記載のとおりです。なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年6月2日に効力が発生するものといたします。

## 3. 本株式併合の日程

①	本臨時株主総会開催日	2026年5月12日（火曜日）
②	整理銘柄指定日	2026年5月12日（火曜日）
③	最終売買日	2026年5月28日（木曜日）（予定）
④	上場廃止日	2026年5月29日（金曜日）（予定）
⑤	本株式併合の効力発生日	2026年6月2日（火曜日）（予定）

以 上